

五月臨時議会では、専決報告四件、有功者の選定五件が議案として提出されます。

住宅について、「一定のバリアフリー改修工事」をおこなった翌年度の固定資産税を三分の一減額するもので、今年四月から三年間の特例措置とされています。

定を受けた者③障害者のいのちの者、既存住宅（賃貸住宅をのぞく）が対象です。

小リアブリー改修 固定資産税特例措置創設

あまりにも異常な増税だつたからです。

これは「年金課税の強化」「老年者控除の廃止」「住民税の高齢者の非課税限度額の廢止」という、三つの税制改悪の結果です。

その上、介護保険料や国保料の引き上げに連動する「雪だるま負担増」となりました。

重大なことは、この負担増がさらにつづくことです。

政府の〇七年度税制「改正」では、所得税と住民税の定率減税全廃による庶民負担増額（一兆七千億円）に相当する大企業・大金持ち減税がもりこまれました。

一兆円規模の減税をもたらします。

をとること③国保料や
介護保険料に連動しな
い措置をとることなど
をもとめています。

民税
の市
しま
年の
どの
と
**市民の負担軽減へ
市のとりくみを**

祝こそ見直すべき
大金持ち

昨年、所得税や住民税が課税された人は、
○七年では定率減税が
廃止されるため、さらに税額が増えます。
また、住民税や国保

合は、○七年、○と連続して負担が
階的に負担を上げ
く経過措置があり
の適用をうけてい
ています。

料・介護保険料について
ては、三年間かけて段